

# ICTサービスの利用環境を巡る 諸問題について

## ～不適正利用対策をめぐる環境変化を踏まえた 新たな対策の方向性について～

令和8年1月26日  
総合通信基盤局

# これまでの検討経緯

	ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会 (親会)	不適正利用対策に関するワーキンググループ
2025年 4~12月	<p>7月3日(第6回) 報告書とりまとめ案</p> <p>7月5日~8月4日 意見募集</p> <p>9月8日(第7回) 意見募集の結果報告</p> <p>9月10日 報告書とりまとめ</p> <p>12月8日(第8回)メール審議 第11回~第12回の不適正利用対策に関する ワーキンググループの報告</p>	<p>4月~6月 (第7回~第10回) 検討 (1)携帯電話本人確認のルール (2)特殊詐欺、闇バイト等対策</p> <p><b>11月4日 (第11回)</b> ➤ ①上限契約台数 (事業者団体ヒアリング 有)</p> <p><b>11月21日 (第12回)</b> ➤ ①上限契約台数に関する論点整理 ➤ ②フィッシングメール対策 (事業者ヒアリング 有)</p>
2026年 1月	1月26日(第9回) 不適正利用対策をめぐる環境変化を踏まえた 新たな対策の方向性	

- ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会において、令和7年9月、報告書をとりまとめ。
- 携帯電話の本人確認ルールの厳格化を含む課題について、今後の取組の方向性を整理。

## ●令和7年9月の報告書の概要 [注1]

- 1 SIMの不正転売 ► SIMの不正転売の違法性について周知啓発の推進や事業者の取組の強化(与信強化等)
- 2 法人の代理権 ► 法人契約担当者が当該法人に在籍しているかの確認を強化  
⇒法制化を検討 [注2]
- 3 他社の本人確認結果への依拠 ► 自社の他サービス/他社サービスの本人確認結果への依拠については、まずは、本人確認の厳格化の取組の進展を見極めた上で、本人確認の保証レベルの確保等、依拠が適切にできる要件を整理
- 4 追加回線 ► 追加回線の契約時には、IDパスワードによる本人確認が認められていたところ、多要素認証(生体認証、ワンタイムパスワード等)を求めるべく厳格化  
⇒省令改正に関するパブコメ(12/5~1/9)を実施、近々改正省令を公布予定
- 5 上限契約台数 ► 現在実施されている一定数以上の契約を拒否するという業界ルールの進展について検証を行い、必要に応じて、何らかのルール化について検討  
⇒法制化を検討
- 6 データSIM ► 義務化を検討。ただし、対象SIMや利用用途等に関して、利便性と不正利用のバランスの観点から利用実態や実効性に配慮した規定とするべき  
⇒法制化を検討

[注1] このほか、特殊詐欺、闇バイト等対策関連についてもとりまとめている。

[注2] 報告書においては、省令見直しが必要である旨記載しているが、それを行うための環境整備として法改正も必要となる見込み。

# 携帯電話不正利用防止法

(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律)

- いわゆる振り込め詐欺の増加に対処するため、事業者の契約者管理体制の整備の促進・携帯電話の不正利用の防止を目的として、議員立法によって平成17年に成立。
- 平成20年の議員立法により、貸与業者から借り受けた携帯端末(レンタル携帯電話)に係る本人確認の厳格化等を内容とする改正が実施された。

## 1 事業者の本人確認義務等

- 携帯電話事業者及び貸与業者に対し、音声SIM(注)の①契約締結時・譲渡時(貸与業者にあっては貸与時)における、公的証明書等による契約者の本人確認及び②本人確認記録の作成・保存(契約中及び契約終了後3年間)等を義務付け。(携帯電話事業者が媒介業者(代理店)に本人確認を実施させることも可能(媒介業者に対する監督義務を規定)。)

(注) Subscriber Identity Module。携帯電話の利用に当たり、契約者を識別するための情報を記録する媒体(カード)。利用用途に応じ、音声SIMとデータSIMに大別される。

- 利用者が携帯電話事業者の承諾を得ずに譲渡すること(無断譲渡)を禁止。

## 2 警察署長による契約者確認の求め

- 警察署長は、携帯電話が犯罪に利用されている疑いがあると認めるに足る相当の理由があるときは、携帯電話事業者に対し契約者確認を求めることが可能。

## 3 事業者による役務提供の拒否

- 携帯電話事業者は、利用者が本人確認・契約者確認に応じない場合、無断譲渡を行われた場合等に、電気通信役務の提供を拒否できる。

※ このほか、総務大臣による携帯電話事業者に対する監督に関する規定、総務大臣・国家公安委員会間の協力、事業者・利用者が法に違反した場合の罰則等を規定。

# 携帯電話不正利用防止法の見直しについて

近年、多様化・複雑化する携帯端末向けの電気通信役務の不正利用を防止するため、「国民を詐欺から守るために総合対策2.0」(令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定)を踏まえ、電気通信事業者による本人確認義務等の対象となる役務の範囲の見直し、個人による通常想定されない回線数の役務提供の拒否に係る規定の追加等の措置を講ずる。

## 主な見直し事項(案)

### (①データSIMの本人確認 関係)

#### 1. 本人確認義務等の対象となる電気通信役務の範囲の拡大

近年の詐欺において、データ通信が不正利用されていることを踏まえ、データ通信役務を措置の対象に追加。

#### 2. 外国人の本人特定事項に関する規定の整備

短期滞在外国人がデータSIMを利用している実態を踏まえ、パスポート等による本人確認に関する規定を整備。

#### 3. 警察署長による契約者確認の求めに必要な照会に関する規定の追加

メッセージアプリ等によるデータ通信の不正利用において、当該アプリの運営者からアカウントに紐づく情報の提供を受ける必要があるため、契約者確認の求めに必要な範囲に限り、関係事業者へ照会し、報告を求める規定を設ける。

### (② 契約回線数上限 関係)

#### 4. 個人による通常想定されない回線数(多回線契約)の役務提供拒否に係る規定の追加

携帯通信事業者が役務提供拒否できる場合に、特定の個人に提供する回線数の合計が一定数を超える場合を追加。

#### 5. 法人の契約締結等を行う代表者等の在籍確認に関する規定の整備

法人契約を抜け道とした不正な多回線契約を防止するため、一定の方法で法人の代表者等の在籍確認を行う義務を追加。